

広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画の施策体系

1 配偶者からの暴力を許さない市民意識の醸成

1 教育・啓発の推進	1 広報活動の充実
	2 研修会、講演会等の開催
	3 教育・学習の充実
2 通報や相談窓口に関する情報提供	1 通報や相談窓口の周知
	2 人権擁護委員、民生委員・児童委員等からの発見・通報の促進
	3 医療関係者からの発見・通報の促進
	4 関係機関等からの発見・通報の促進
3 加害者更生に関する取組	1 加害者更生に関する取組の調査・研究等

2 被害者への相談支援の充実

1 相談支援の充実	1 DV相談センターの相談支援の充実
	2 外国人、障害者等への配慮
	3 自助グループの育成支援
2 相談機関相互の連携強化	1 関係機関の連携強化
	2 各機関合同の事例検討会の実施
3 相談員等の資質向上及び研修の充実	1 相談員への研修の実施
	2 窓口業務に携わる職員等への研修の実施

3 被害者の保護体制の充実

1 被害者の安全の確保	1 緊急時における安全確保体制の整備
	2 被害者の情報管理の徹底
2 保護命令制度への対応	1 保護命令申立てに係る支援(裁判所提出書面作成、同行支援)
	2 学校、幼稚園、保育園等への制度の周知徹底

基本目標

基本施策

具体的施策

4 被害者の自立支援の充実

1 住宅の確保に向けた支援	1 母子生活支援施設等への入所
	2 住宅に係る貸付制度、身元保証に関する情報提供
	3 市営住宅入居の優遇措置の拡大
2 就業に向けた支援	1 就業のための情報提供
	2 就業・起業支援事業の実施
	3 就業確保のための支援
3 経済的支援等の生活支援	1 経済的支援
	2 医療・年金に関する支援
	3 その他の生活支援
	4 ワンストップサービス化の推進
	5 各種福祉制度の活用推進
	6 市民による被害者支援活動の推進

5 関係機関との連携の強化

1 DV対策関係機関の連携強化	1 関係機関連絡会議参加機関の拡充(医療関係者、公共職業安定所など)
2 児童虐待・高齢者虐待対策関係機関との連携強化	1 児童虐待対策関係機関との連携強化
	2 高齢者虐待対策関係機関との連携強化
3 苦情処理体制の確立	1 迅速かつ適切な処理
	2 関係機関の情報の共有化

「第2次広島市男女共同参画基本計画」基本目標の体系の見直しについて

【現 行】

第1章 計画の基本的考え方

計画の目的、目指すべき社会など

第2章 各施策について

- 1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
- 2 男女の人権を尊重する市民意識の醸成
- 3 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進
- 4 働く場における男女共同参画の推進
- 5 地域における男女共同参画の推進
- 6 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 7 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
- 8 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- 9 生涯を通じた健康支援
- 10 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

第3章 計画の推進体制



【見直し案】

第1章 計画の基本的考え方

計画の目的、目指すべき社会など

第2章 各施策について

I あらゆる分野における女性の活躍

- 1 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の拡大
- 2 働く場における男女共同参画の推進
- 3 地域における男女共同参画の推進
- 4 仕事と生活の調和の推進
- 5 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

II 安心・安全な暮らしの実現

- 1 様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備
- 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援
- 3 生涯を通じた健康支援
- 4 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 1 男女の人権を尊重する市民意識の醸成
- 2 関係機関等との連携強化及び男女共同参画の調査研究の実施

第3章 計画の推進体制